令和８年度 事業計画書

（ 期間：令和８年７月１日 ～ 令和９年６月３０日 ）

Ⅰ．基本方針

当協会は、平成２５年度に公益法人に移行し、青果物の安定的な生産出荷の推進、野菜・果樹農業者の経営の支援及び青果物の需要拡大等を図るための事業を行い、愛媛県農業の発展と農業者の経営安定を図ることを目的としている。

【野菜関係】

野菜は、気象条件によっては作柄や価格が変動しやすい特性がある。特に価格の低落は、生産者の生産意欲の減退や野菜農家経営の不安定につながり、消費者への安定供給が困難となり国民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。

このようなことから、生産出荷計画に基づいて出荷された野菜の価格が著しく低下した場合において、生産者に対し補てん金を交付する事業によって生産意欲を高揚し、野菜産地の維持・拡大を図るとともに野菜経営の安定と消費生活の安定に努める。

また、加工・業務用野菜等、国産が需要に応えきれていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体制の構築、出荷期間の拡大・作柄安定技術の導入等の事業について、取組主体への支援を行う。

【果樹関係】

果樹農業は、担い手の減少や高齢化等により、国産果実の栽培面積・生産量は減少傾向で推移している。一方で、高品質な国産果実の生産は、労力と時間をかけた手作業により実現されており、労働生産性が低くなっている。

こうしたなか、国産果実を持続的に安定供給していくために、果樹農家の経営の支援に関する事業、労働生産性を抜本的に向上させる事業等により、国産果実の持続的安定供給と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与していく。

果樹産地の生産基盤を強化するため、引き続き優良品種・品目への改植・新植とそれに伴う未収益期間の幼木の管理経費、小規模園地整備等の取組を支援する事業を実施する。また、労働生産性を高めたモデル産地を育成する未来型果樹農業等推進条件整備事業、省力樹形の導入等に必要な果樹苗木の生産・供給を推進するための苗木安定確保対策事業や、輸入花粉に依存している品目について国産花粉の安定供給を推進するための花粉安定確保対策事業の取組みについても関係機関と協力して支援する。

なお、台風・降雹等の自然災害対策については、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の取組を引続き支援する。

令和８年度の事業別の具体的内容は、次のとおりである。

Ⅱ．事業別の具体的内容

１．野菜関係

（１）野菜価格安定対策事業の実施

市場価格が著しく低下し保証基準額を下回った場合に、生産者に補てん金を交付し生産意欲を高め産地を維持することを目的に、産地条件に応じた事業を実施する。

ア．野菜価格安定基金造成事業

新たな野菜安定供給産地を育成するため普及・啓発を行い、新規に野菜を導入する産地（0.5～１ha 以上）から県内市場に出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金管理と農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量９トン（ブロッコリー）

イ．転作野菜価格安定事業

水田での野菜への転作を計画的に実施し産地として定着させるため、転作を実施した産地（3ha 以上）から県内・近畿市場に出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、国・県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金管理と農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 485 トン（さといも、きゅうり、トマト、なす、ねぎ）

ウ．特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

国民の消費生活上重要な野菜である「指定野菜」に準ずる「特定野菜等」の普及・啓発を行い、対象産地（国の定める基準）から出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、機構[国]・県・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が県・会員からの資金管理と（独）農畜産業振興機構からの価格差補給助成金を受け、農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 1,822 トン（すいか、ブロッコリー、かぼちゃ、ねぎ　等）

エ．野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

「指定野菜」の生産及び出荷の安定を図ることを目的として、 事業実施主体である（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する指定野菜価格安定対策事業の資金造成について、愛媛県補助金を納付金として機構に納付する。

なお、指定野菜価格安定対策事業においては、当協会が登録出荷団体である全農愛媛県本部から事務を受託しており適正な執行に努める。

今年度予約数量 9,707 トン（きゅうり、たまねぎ、レタス、はくさい　等）

（２）大規模契約栽培産地育成強化推進事業の支援について

加工・業務用野菜等、国内産が需要に応えきれていない品目や作型（端境期）の作付拡大、輸出用に対応するため、生産・流通体制の構築、出荷期間の拡大・作柄安定技術の導入、輸出先国の規制やニーズに適合した生産等を推進し、野菜の安定的な生産・出荷に取り組む取組主体に対し、機構が一定の補助を行う事業について、当協会が推進の支援を行う。

２．果樹関係

（１）果樹経営支援等対策事業

果樹産地の生産基盤を強化するため、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の整備事業及び平成30年７月豪雨災害復興園地や平坦で作業性の良い水田への新植など、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入等を支援する。

また、産地における課題解決・将来目標の実現に向けた各種取組みや省力・低コスト技術の活用による生産技術体系の構築、近年の需要の変化に対応するための取組みを支援する。

ア．果樹経営支援対策事業（整備事業）

産地計画に基づき担い手等が行う優良品目・品種への改植・新植（特に省力樹形の導入）、小規模園地整備（園内道、用水・かん水施設等）、設備（防風ネット、モノレール等）の導入、放任園地の発生防止対策、高温障害発生に向けた資材導入等の取り組みを支援する。

イ．果樹未収益期間支援事業

上記アの事業による優良品目・品種への改植・新植を実施した後、経済的に価値のある水準の収入が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助する。

ウ．未来型果樹農業等推進条件整備事業

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組（継続地区）要する経費に対し支援する。

（２）果樹先導的取組支援事業（令和７年度補正予算）

需要の変化に対応するため担い手となる先導的な農業者を対象として、産地計画に基づき担い手等が行う優良品目・品種への改植・新植、及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備（園内道、用水・かん水施設等）、設備（防風ネット、モノレール等）の導入、改植・新植と一体的に行う雨よけ設備の設置等の取組、高温対策資材の導入等の取組を支援する。

（３）果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

①苗木安定確保対策事業

ア.省力的苗木生産体制推進事業

省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産･供給に向け、ポット苗栽培の省力的な苗木生産条件の整備に要する経費を支援する。

イ.苗木契約生産拡大支援事業

省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産･供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費について支援する。

②花粉安定確保対策事業

なしやキウイフルーツ、りんご等の海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械リース導入等に要する経費を支援する。

（４）果実流通加工対策事業

ア. 国産果実競争力強化事業

国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、かんきつ果汁を対象に部門別経営分析及び需要の調査、過剰な搾汁設備の廃止、全ての国産果実を対象に製品・新技術の開発等を行う果実の生産出荷団体に対し支援する。

（５）被害果実利用促進等対策事業

①自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量に発生した場合に当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は被害果実及びその果実製品の利用促進を行う生産出荷団体、加工業者に対して一時貯蔵の実施等に対し支援する。

Ⅲ．法人管理執行計画

１．主な会議の開催予定

開催年月日	会　議　名	議　　題
令和８年８月　６日	監事監査	○令和７年度事業報告 ○令和７年度決算報告
令和８年８月２８日	第１回理事会	○令和７年度事業報告及び決算書の承認 ○令和８年度会費徴収額の承認 ○業務方法書の一部変更の承認 ○令和８年度通常総会の開催の承認
令和８年９月下旬	定時総会	○令和７年度事業報告及び決算の承認 ○令和８年度会費徴収額の決定 《報告事項》 ○令和８年度事業計画及び収支予算の報告
令和９年１月下旬	第２回理事会	○野菜事業業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和８年度職務執行状況の中間報告
令和９年６月中旬	第３回理事会	○令和９年度事業計画及び予算の承認 ○業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和８年度職務執行状況の事業総括報告

※　期中において、理事・監事等に変更等が生じた場合は、適宜、理事会・臨時総会等を開催する。